

# 町人事行政の運営等の状況について

町の人事行政の運営について公正性・透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の人事・給与の状況を次のとおりお知らせします。

## 1 職員の任免および職員数の状況

### (1) 採用者数および退職者数の状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの退職者は6名、平成29年4月2日から平成30年4月1日までの採用者は7名です。

### (2) 定員の状況 (平成30年4月1日現在)

予算費目	職員数	
	平成29年	平成30年
議会	3	3
総務	35	35
税務	8	8
民生	39	36
衛生	22	22
農林水産	6	6
商工	2	2
土木	8	9
教育	29	32
一般会計計	152	153
国保事業	3	3
診療所	2	2
介護保険	6	6
下水道	2	2
水道	8	8
特別会計他計	21	21
合計	173	174

●上表には特別職(町長、副町長、教育長)および再任用職員を含みません。

### (3) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主任	主査
職員数	3人	9人	11人	38人
構成比	2.9%	8.7%	10.6%	36.5%

区分	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	課長補佐・副主幹	次長・課長・主幹	部長・理事	
職員数	15人	21人	7人	104人
構成比	14.4%	20.2%	6.7%	—

- 一般行政職とは、教育および特別会計(企業会計を含む)部門を除く技能労務職以外の職員をいいます。
- 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容には、各級に該当する代表的な職名を掲載しています。
- 端数調整により、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2 人件費および職員給与費の状況

### (1) 人件費の状況 (平成29年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (平成30年3月末現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
19,879人	6,612,027千円	1,730,130千円	26.17%

●人件費には、特別職および非常勤職員等に支給される給料・報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況 (平成29年度一般会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
	給料	職員手当など	期末・勤勉手当	計B	
152人	651,756千円	159,784千円	275,736千円	1,087,276千円	7,153千円

- 職員手当等には退職手当を含みません。
- 職員数は、平成29年4月1日時点の人数で、特別職および再任用職員を含みません。

## 3 職員の人事評価制度の状況

職員の能力開発や指導育成、職務能力の向上を目的とし、平成19年度より勤務評定制도를実施してまいりましたが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より名称を「人事評価制度」と改めるとともに、主に評価基準や評価項目を見直し、同制度を実施しています。

## 4 職員の給与の状況

### (1) 初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	192,700円	202,400円
	高校卒	162,700円	176,500円

### (2) 平均給料月額と平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	353,100円	48歳0ヶ月
技能労務職	344,900円	51歳8ヶ月

### (3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	268,400円	328,600円	352,700円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

●経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

**(4)ラスパイレース指数の状況** (各年4月1日現在)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
98.8(91.2)	92.7	92.8	92.4	97.7

- ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の本町職員の給与水準を示す指数です。
- ( )内は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

**(5)職員手当の状況** (平成30年4月1日現在)

区 分	支 給 内 容		
期末・勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.90月分
	12月期	1.375月分	0.90月分
	計	2.60月分	1.80月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			
退職手当	年数	自己都合	定年前早期・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
定年前早期退職特例措置2~45%加算			

- 期末・勤勉手当とは、民間のボーナスに相当する手当です。

区 分	支 給 内 容	
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 6,500円</li> <li>・子1人につき 月額 10,000円</li> <li>・配偶者及び子以外の扶養親族1人につき 月額 6,500円</li> <li>・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子1人につき 月額 5,000円</li> </ul>	
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員	最高月額27,000円
通勤手当	交通機関等利用者 自動車等使用者 ※いずれも通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給	最高支給限度額55,000円/月 2,000円~31,600円
地域手当	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額。 医師にあっては月額150,000円以内。	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部 長 級 60,000円</li> <li>理 事 55,000円</li> <li>次 長 50,000円</li> <li>課 長 級 45,000円</li> <li>主 幹 40,000円</li> <li>課長補佐 35,000円</li> <li>副 主 幹 30,000円</li> </ul>	
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症防疫作業手当 1日1,000円</li> <li>行路病人等収容護送作業手当(病人) 1件1,000円</li> <li>(死亡) 1件2,000円</li> <li>町税等滞納徴収事務手当 1日 200円</li> <li>死獣収集搬送手当 1件1,000円</li> <li>夜間作業手当(水道業務) 作業時間5時間以上の場合 450円</li> <li>水道料金滞納徴収事務手当 1日 200円</li> <li>水道維持管理作業手当 1回 300円</li> <li>医師研究手当 1月250,000円以内</li> </ul>	

**(6)特別職(教育長を含む)の報酬等の状況** (平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		給料月額等
給 料	町 長	820,000円(656,000円)	報 酬	議 長	380,000円
	副町長	720,000円(648,000円)		副議長	330,000円
	教育長	650,000円(604,500円)		議 員	300,000円

- 町長、副町長および教育長の給料は減額中(平成31年10月まで)のため、( )内の月額となっています。

## 5 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間 (平成30年4月1日現在)

区分	勤務時間等
1日当たりの勤務時間	本庁・吉川支所など標準的な場合 月曜日～金曜日(国民の祝日および12月29日～翌1月3日を除く) 午前9時～午後5時30分 休憩時間45分を除く実質7時間45分勤務

### (2) 年次有給休暇の取得状況 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

平均取得日数	消化率
12.1日	31.0%

●左表の対象職員は、非現業の一般職に属する職員のうち、町長部局の職員で月曜日から金曜日に勤務時間が割り振られている者としています。

### (3) 休暇の種類 (平成30年4月1日現在)

年次有給休暇以外の休暇としては、療養休暇、介護休暇、特別休暇があります。

また、特別休暇に含まれる休暇としては、結婚休暇、妊娠通勤緩和休暇、産前・産後休暇、出産補助休暇、育児時間、生理休暇、子の看護休暇、介護(短期)休暇、忌引休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇、ボランティア休暇などがあります。

## 6 休業に関する状況 (平成29年度)

休業の種類	取得者数
育児休業	0名

## 7 分限および懲戒の状況 (平成29年度)

処分内容	処分者数	処分手由	処分内容	処分者数	処分手由
分限	免職		懲戒	免職	
	降任			停職	
	休職	1名		減給	
	降給			戒告	
		心身の故障による			

●分限処分とは、公務能率の維持を目的とした不利益処分です。

●懲戒処分とは、職員の道義的責任の追求を目的とした不利益処分です。

## 8 服務の内容

職員には、地方公務員法の規定により、法令および上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

また、綱紀保持の徹底等を図るため、豊能町職員等の倫理行動規範、豊能町内部通報に関する要綱および豊能町職員の公正な職務執行の確保に関する要綱を策定しています。

## 9 退職管理の状況 (平成29年度)

退職事由	定年退職	定年前早期退職	割愛退職	死亡退職
退職者数	2名	1名	2名	1名

## 10 研修の状況 (平成29年度)

研修名	研修回数	参加人数	研修名	研修回数	参加人数
階層別研修	6回	113名	おおさか市町村職員研修研究センター主催研修(能力向上・専門実務研修、システム研修、セミナーなど)	21回	23名
専門実務研修	3回	200名			
人権研修	5回	65名			
その他の研修	4回	17名	派遣研修(各種講習会含む)	6回	9名

## 11 福祉および利益の保護の状況 (平成29年度)

区分	内容
健康診断	定期健康診断、胃部検診、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施
共済制度	大阪府市町村職員共済組合に加入
公務災害	地方公務員災害補償基金大阪府支部より補償
職員福利厚生事業	職員厚生会で実施 【主な事業内容】 親睦旅行の実施、民間事業者委託による宿泊補助や施設利用補助 等

## 12 公平委員会の業務の状況 (平成29年度)

業務の種別	件数	業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

問＝総務課 ☎739-3415

## 「人権を考える集い」のお知らせ

今年は、第2部の講演会にお笑いコンビ髭男爵の山田ルイ53世さんをお招きし、引きこもりの経験などを語っていただきます。

**時**=12月9日(日)午後1時30分開場 午後2時開演

**所**=ユーベルホール

**内**=第1部 人権に関する標語等募集事業表彰式

第2部 **山田ルイ53世さん講演会**

「失敗をかたる」～著書「ヒキコモリ漂流記」をふりかえる～

**¥**=無料(先着順) **員**=約500名



©中島慶子

山田ルイ53世さん

### 山田ルイ53世さんプロフィール

兵庫県出身。お笑いコンビ・髭男爵のツッコミ担当。"ルネッサンス"のフレーズとワイングラスでの"乾杯漫才"で2008年頃ブレイク。

2006年・2007年「M-1グランプリ」では準決勝出場。

地元の名門・六甲学院中学に進学するも、中学2年に引きこもりになる。約6年の引きこもり生活を経て大検合格。愛媛大学法文学部に入学も、その後中退し上京、芸人の道へ。

現在はラジオパーソナリティを務めるほか、ナレーション、コメンテーター、執筆業、イベントなどでも幅広く活動中。自身の引きこもり生活を綴った著書「ヒキコモリ漂流記」も版を重ね、「ヒキコモリ漂流記 完全版」が文庫本として発売される。

保育について 「とよのファミリー・サポート・センター」制度があります。利用の場合は、事前入会手続き、利用料などが必要です。詳しくは「子育て支援センター すきっぷ」(☎738-0255)までお問い合わせください。

送迎バス 東地区の方には送迎バスを配車します。

について [往路]中央公民館横 午後1時10分発 [復路]西公民館下 講演終了後発

**主催**=豊能町人権まちづくり協会 **後援**=豊能町、豊能町教育委員会

**協力**=社会福祉法人豊能町社会福祉協議会 豊能町ボランティア連絡会

**問**=住民人権課(人権)☎739-3402

## 防災行政無線 戸別受信機の無償貸し出しについて

防災行政無線屋外スピーカーから放送される地震情報、避難情報、国民保護情報、行政情報などを、ご自宅でも聞くことができる戸別受信機を無償で貸し出します。

### ●貸出の対象

次の(1)または(2)に該当する世帯で、貸出しを希望される方。

#### (1) 町の避難行動要支援者名簿の対象となる方がおられる世帯

避難行動要支援者名簿の対象となる方は、生活基盤がご自宅にある方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方です。

- ①介護保険法による要介護認定区分が3～5の方
- ②身体障害者手帳の総合等級で1級または2級を所持する方
- ③療育手帳Aを所持する方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、町の給付を受けている難病患者の方
- ⑥上記以外で町長が支援の必要を認めた方

#### (2) 土砂災害特別警戒区域内に居住する世帯

土砂災害特別警戒区域の指定箇所については、豊能町総合防災マップ(平成29年3月発行)、豊能町ホームページ(「豊能町電子ハザードマップ」又は「土砂災害警戒区域等の指定箇所について」)、豊能町建設課、大阪府河川室河川環境課砂防グループ、大阪府池田土木事務所建設課河川砂防グループで確認できます。

### ●申込手続

所定の申請書(防災行政無線局戸別受信機貸与申請書(世帯用))に必要事項を記入、押印のうえ、11月30日(金)までに総務課(本庁)へ提出してください。

申請書は総務課で配布しております。また、町ホームページからもダウンロードできます。

**問**=総務課 ☎739-3415



後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

## 柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

柔道整復師による施術を受ける場合や、はり、きゅう、あん摩・マッサージを受ける場合、健康保険を適用できるケースは限られています。医療費の適正化のため、適切な受診にご協力をお願いします。

### ①整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき

[健康保険が使える場合]

・骨折 ・脱臼 ・打撲および捻挫など

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

[施術を受けるときの注意]

・単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷の治療中は、施術を受けても保険の対象になりません。

### ②医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

[健康保険が使える場合]

#### ●はり、きゅう

・神経痛 ・リウマチ ・頸腕（けいわん）症候群 ・五十肩 ・腰痛症

・頸椎（けいつい）捻挫後遺症 ・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

#### ●あん摩・マッサージ

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

[施術を受けるときの注意]

・保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象になりません。

・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象になりません。

**柔道整復などの施術を受けられたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。**

問＝大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031

※受付時間：午前9時～午後5時30分（土日祝・年末年始を除く）

トヨノドリーム  
採択事業

## 『豊能町美人化計画』

### ～美腸力アップバレエで《幸せな美人》に！！～

女性はキレイになることで前向きになり、夢に気づき、自信をもって行動し、その夢が現実になる！腸からのアプローチで体も心もデトックス&チャージして、豊能町を夢を叶える《幸せな美人》で一杯にしよう！

**時・所**＝①第2、4月曜 午前10時15分～正午 ココカラスペース（ときわ台5-9-3）

②毎週火曜 午前10時15分～正午 吉川自治会館（吉川130-1）

**員**＝①10名 ②20名 ￥＝1,500円/1レッスン（ワンドリンク付き）

**対**＝30歳～60歳くらいの女性（託児はありませんがお子様連れOKです）

**持**＝動きやすいパンツスタイル、はだし、タオル、水分、ヨガマット（バスタオル可）

**内**＝マッサージやストレッチで体を緩め、バレエエクササイズで筋肉を育てます！

**申・問**＝美腸サロンSubaco ☎090-1707-9298 ✉subacoacco@gmail.com

アメブロ <http://ameblo.jp/ko-bo-acco/>



# 案内一般

## 町議会 9月定例会議 (9月30日～21日)

町長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

### ○平成29年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件

平成28、29年度に計画していた、光風台駅前エスカレーター修繕工事事業が完了したため、継続費の精算報告をするものです。

### ○豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員の任期満了に伴い、同委員として次の方の任命に際し、議会の同意を求めるものです。

住所 東ときわ台4丁目13番地の7  
氏名 川村 新

### ○豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

平成29年3月の豊能町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、町長、副町長及び教育長の給料の月額について、その減額期間を改めるものです。

### ○豊能町税条例等改正の件

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の改正に伴い、個人住民税の基礎控除額などの見直しや加熱式たばこの課税方式の見直しなど所要の改正を行うものです。

### ○豊能町ラブホテル建築規制に関する条例改正の件

旅館業法の改正に伴い、引用する同法の条項を変更するなど規定の整備を行うものです。

### ○豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について

平成30年7月4日から同月8日までの平成30年7月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧事業を施行するものです。

### ○平成30年度豊能町一般会計補正予算の件(第5回)

既定の歳入歳出予算の総額に6億7,881万5千円を増額し、予算の総額を73億1,103万7千円とするものです。

歳出の主なものは、平成30年7月豪雨による災害復旧事業、光風台駅前エスカレーター監視システム委託再構築事業、本庁舎空調機改修事業、東能勢中学校プールフェンス設置工事および防災行政無線戸別受信機設置工事に係る費用です。

### ○平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に27万円を増額し、予算の総額を29億4,578万6千円とするものです。

内容は、国民健康保険の都道府県化に伴う国民健康保険事業報告システム

改修に係る補正予算です。

### ○平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に200万9千円を増額し、予算の総額を4億6,904万8千円とするものです。

内容は、後期高齢者医療保険料軽減特例に伴うシステム改修に係る補正予算です。

### ○平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に2,098万4千円を増額し、予算の総額を20億9,860万2千円とするものです。

歳出の主なものは、前年度給付実績などの精算に伴う国・府への償還金および一般会計への繰戻金です。

### ○平成30年度豊能町水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出の既決予定額に229万7千円を増額し、収益的支出の予算額を6億8,314万2千円とするものです。

内容は、平成31年4月の大阪広域水道企業団との事業統合に向けた、料金システム改修委託料など統合準備費用です。

### ○平成30年度豊能町一般会計補正予算の件(第6回)

既定の歳入歳出予算の総額に600

万円を増額し、予算の総額を73億1,703万7千円とするものです。

主な内容は、9月の台風21号により被災した公共施設の復旧事業に予備費を充当するものです。

次の平成29年度決算(7件)および健全化判断比率及び資金不足比率については、広報とよの10月号に記事を掲載しました。

### ○平成29年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○平成29年度豊能町水道事業会計決算の認定について

○健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

問 総務課 ☎ 739-3415

**「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます**  
**～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～**

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

10月1日から12月31日までの間にその年初めて国民年金保険料を納付した方については、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

なお、ご家族が被保険者本人に代わって国民年金保険料を納付した場合は、納付した方の社会保険料控除に加えることができますので、被保険者あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

問Ⅱ豊中年金事務所  
 ☎06-6848-0831

**豊中年金事務所で年金の予約相談を実施しています**

豊中年金事務所では、年金受給相談や年金請求の手続きなど、お待たせする時間を少なくするため年金相談窓口の予約を受け付けています。ご予約のお客様を優先していますので、ご予約のないお客様は長時間お待ちいただく場合があります。

○予約での相談実施時間  
 午前8時30分～午後4時(月～金曜日)  
 ○予約の申し込み  
 ・ねんきんダイヤル  
 ☎0570-05-1165  
 ・豊中年金事務所 お客様相談室  
 ☎06-6848-0831

午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日)※ご希望される予約日の前日までにご予約ください。

なお、年金の受給に関するお手続き・ご相談は、豊中駅前「街角の年金相談センター豊中」でも実施しています。

**国民年金基金をはじめませんか**

国民年金基金は、少しでもゆとりのある老後を過ごすことができるように国民年金法の規定にもとづき、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できる方は、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年

金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方や海外居住されている方が加入できます。

掛金は、希望される年金の型と、口数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計にお役立ていただけます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり税法上のメリットがあり、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

問Ⅱ大阪府国民年金基金  
 ☎0120-65-4192

**住生活総合調査にご協力ください**

12月1日(土)、全国で住生活総合調査が行われます。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約12万世帯を対象に行います。

11月下旬からポスティングにより調査票を配布し、郵送・オンラインにより回収しますので、ご協力をお願いします。

問Ⅱ建設課 ☎739-3423

**大阪行政相談委員協議会主催「暮らしと行政なんでも相談」**  
 時Ⅱ11月16日(金) 午前10時～午後4時(受付は午後3時30分まで)

所Ⅱ箕面市立市民会館  
 相談機関Ⅱ弁護士、司法書士、税理士、日本年金機構、行政相談委員、総務省近畿管区行政評価局

￥Ⅱ無料

※法律・登記・税金・年金・男女共同参画・行政に関する相談を受け付けます。予約不要。秘密は厳守します。

問Ⅱ総務省近畿管区行政評価局行政相談課 ☎06-6941-8358

**豊能町役場消防訓練のお知らせ**

火災発生時に対し、来庁者や職員が迅速な対応と安全な避難ができるよう、消防訓練を行います。

模擬訓練のため、消防車のサイレンを鳴らしますが、お間違えのないようご注意ください。

なお、窓口業務は通常どおり行います。  
 時Ⅱ11月6日(火) 午前9時45分～

所Ⅱ豊能町役場  
 参加者Ⅱ豊能町職員・豊能消防署職員  
 問Ⅱ行財政課  
 ☎739-3414

